⑸　送信場所が静岡県の場合
東海総合通信局　〒461―8795　名古屋市東区白壁１丁目15―１　名古屋合同庁舎第３号館
放送部放送課　電話番号052―971―9148
⑹　送信場所が兵庫県又は和歌山県の場合
近畿総合通信局　〒540―8795　大阪市中央区大手前１丁目５―44　大阪合同庁舎第１号館
放送部放送課　電話番号06―6942―8568
⑺　送信場所が島根県、広島県又は山口県の場合
中国総合通信局　〒730―8795　広島市中区東白島町19―36
放送部放送課　電話番号082―222―3385
⑻　送信場所が愛媛県の場合
四国総合通信局　〒790―8795　松山市宮田町８―５
情報通信部放送課　電話番号089―936―5037

別表

放送対象地域	送信場所	周波数（MHz）	空中線電力（W）
北海道	広尾町	90.1	100
福島県	いわき市	90.2	100
	南相馬市	90.2	100
	会津若松市	90.8	250
長野県	野沢温泉村	91.2	30
	長野市（上松）	91.2	100
	長野市（大岡）	91.2	100
	塩尻市	94.2	100
	飯田市	94.2	100
石川県	七尾市	88.6	100
福井県	小浜市	93.6	100
静岡県	浜松市	94.7	250
	熱海市	90.1	100
兵庫県	姫路市	91.1	100
和歌山県	白浜町	91.3	100
島根県	松江市（枕木）	87.1	500
広島県	三次市	94.6	100
山口県	宇部市	92.3	100
愛媛県	宇和島市	93.6	100

公　告

諸事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２１２８号
東京都江戸川区中葛西７丁目４―10―402
債務者　稲葉　隆司
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１６３号
東京都東久留米市前沢５丁目12―５―102
債務者　橋本　直美
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１６５号
東京都足立区東伊興１丁目10―13
債務者　福原　才智
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１６６号
東京都練馬区西大泉３丁目27―22　エステート90・201
債務者　小野　大和
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１７１号
東京都練馬区谷原６丁目22―21―101
債務者　佐藤順子こと　姜　　孝順
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１８１号
東京都荒川区荒川７丁目27―７―201
債務者　苅宿　英美
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１８７号
東京都板橋区小茂根４丁目14―７―209
債務者　橋本　一男
1　決定年月日時　平成30年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部